

第2回栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会 次第

日時：令和3(2021)年10月1日(金)

13時30分～

場所：本館10階・会議室2

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 障害者関係団体との意見交換結果について【資料1】
- (2) 市町への意見照会結果について【資料2】
- (3) 情報コミュニケーション条例の形式について【資料3】
- (4) 情報コミュニケーション条例の骨子案について【資料4】

4 その他

5 閉会

〈 配付資料 〉

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 障害者関係団体との意見交換結果について（概要版）
- ・ 資料2 市町への意見照会結果について
- ・ 資料3 情報コミュニケーション条例の形式について
- ・ 資料4 情報コミュニケーション条例の骨子案について

第2回栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会 委員名簿

令和3(2021)年10月1日

No.	分野	所属	氏名	備考
1	障害者団体	一般社団法人 栃木県視覚障害者福祉協会	加藤 範義	
2	障害者団体	一般社団法人 栃木県聴覚障害者協会	稲川 和彦	
3	障害者団体	特定非営利活動法人 栃木県中途失聴・難聴者協会	青木 邦明	
4	障害者団体	栃木盲ろう者友の会「ひばり」	山上 和	
5	障害者団体	一般社団法人 栃木県手をつなぐ育成会	小島 幸子	
6	障害者団体	栃木県自閉症協会	宮下 陽子	
7	障害者団体	栃木県精神保健福祉会	前野 澄子	
8	支援者団体	栃木県手話通訳問題研究会	石井 智子	
9	支援者団体	特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会栃木支部	安田 房代	
10	支援者団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	笹崎 明久	
11	支援者団体	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	篠崎 和男	
12	学識経験者	国際医療福祉大学大学院	城間 将江	
13	教育	栃木県立聾学校	野原 辰男	
14	市町村	宇都宮市障がい福祉課	佐々木 洋友	
15	市町村	野木町健康福祉課	松原 一敏	

※ 任期 委嘱の日から令和5(2023)年3月31日まで

障害者関係団体との意見交換結果について

1 目的

障害のある方の情報取得やコミュニケーションに関する日頃の生活の実情や意見、また条例の策定や施策に対する意向等を把握し、今後の障害保健福祉の推進に役立てるため、障害者関係団体との意見交換を実施した。

2 概要

(1) 対象団体

栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会に所属している障害者関係団体

(2) 意見交換方法

県庁会議室又は団体事務所への訪問等により、各団体代表者等と意見交換を実施

(3) 意見交換内容

条例の目的・基本理念、コミュニケーションの現状等、県に望む取組、その他の事項

(4) 日程

各団体と約1時間、4日間に渡って、意見交換を実施。

7月19日 栃木県自閉症協会

(特非) 栃木県中途失聴・難聴者協会
栃木盲ろう者友の会「ひばり」

7月26日 とちぎ障がい者相談支援専門員協会

7月28日 栃木県精神保健福祉会

栃木県手話通訳問題研究会

7月29日 (一社) 栃木県聴覚障害者協会

(一社) 栃木県視覚障害者福祉協会

(特非) 全国要約筆記問題研究会栃木支部

8月3日 (一社) 栃木県手をつなぐ育成会

(5) 意見交換結果

別添のとおり

障害者関係団体との意見交換結果について（概要版）

1 条例の目的・基本理念について

条例の基本となる考え方であり、運用上の根本基準や適用上の注意事項となる条例の目的・基本理念について伺います。

- 栃木県自閉症協会
 - ・ 県民に、様々な障害特性の延長線上に、様々なコミュニケーション手段があることを理解していただきたい。このような認識を共有することが、「共生社会の実現」につながるものとする。
- 栃木県中途失聴・難聴者協会
 - ・ 「障害者」と表現する場合、日本の認定基準に満たない多くの難聴者も含まれるようにしていただきたい。
- 栃木盲ろう者友の会「ひばり」
 - ・ 包括的な目的・基本理念になることを望む。また、手話に限らず点字の普及も重要な課題であることから、「手話言語及び点字の普及は、手話及び点字が文化的所産であるという認識の下に行われる」との一文を盛り込めたらと考える。
- とちぎ障がい者相談支援専門員協会
 - ・ 障害がない者等と同等の情報取得やコミュニケーション手段を確保するという手段や機会の保障のみならず、県・県民・関係者等の責務を明らかにしていただきたい。
- 栃木県手話通訳問題研究会
 - ・ 情報コミュニケーションの基本理念は、コミュニケーション手段の選択権があることで読む・聞く・話す・書くなど自分が理解しやすい言語を選択して情報にアクセスすることで情報を自由に利用できる事を保障していただきたい。
 - ・ 聴覚障害者の場合手話言語が基本にあり、「手話は言語」であるという理念の条例が必要。
- 栃木県聴覚障害者協会
 - ・ 手話で生きる人たちは、手話言語で考えて、わかりやすく伝える、それが障害特性に応じたコミュニケーション手段の配慮になる。
- 栃木県視覚障害者福祉協会
 - ・ 視覚障害者の意思疎通手段の中に、代筆・代読・点訳・音訳を入れていただきたい。
- 栃木県手をつなぐ育成会
 - ・ あらゆる人が暮らしやすい共生社会の実現に向けて条例を制定することが基本である。障害者団体だけでなく、県、市町が相互に理解、連携、協力しあい県民全体の意識の醸成を図ることが重要。

2 コミュニケーションについて

(1) 現状、どのようにコミュニケーションを行っているか伺います。

- 栃木県自閉症協会
 - ・ 自閉スペクトラム症の人たちは、言語による理解も可能な人たちも多くいるが、理解度に合わせて、視覚的支援を使うことが効果的。
- 栃木県中途失聴・難聴者協会
 - ・ ①「保有する聴覚の活用」と②「視覚の活用」があり、状況に応じて使い分けている。
 - ① 補聴器、人工内耳、補聴援助システム（ヒアリンググループ等）
 - ② 筆談、要約筆記、指差しで分かる資料の用意、読話、手話・指文字、機器の利用（FAX、携帯やPCの電子メール、音声認識アプリ、受付け窓口の呼び出し等）

- 栃木盲ろう者友の会「ひばり」
 - ① 聴覚障害者が失明して盲ろう者になった場合、手話を使っていた人は接近手話・触手話を使い、難聴で手話を知らない人は、残存聴力を活用して拡大音声や残存視力を活用して拡大筆記や拡大読書器を利用している。
 - ② 視覚障害者が失聴して盲ろう者になった場合、点字を使っていた人は、そのまま点字・指点字を使い、弱視で点字を知らない人は、残存聴力を活用して拡大音声・朗読や、残存視力を活用して拡大筆記や拡大読書器を利用している。
 - ③ 聴覚障害者でも視覚障害者でもなかった人が盲ろう者になった場合、残存聴力・残存視力を活用した、音声・文字等の情報保障が中心となる。
- とちぎ障がい者相談支援専門員協会
 - ・ 利用者の障害特性に合わせた面接の方法を工夫している。
(表現方法を変える、視覚支援の利用、ICT（タブレット、アプリ）の活用)
- 栃木県精神保健福祉会
 - ・ 批判や否定をせずに傾聴する。
- 栃木県手話通訳問題研究会
 - ・ 金銭関係（金融機関・保険・ローンなど）、医療関係の続きなど、重要なシーンでは手話でコミュニケーションを取らないと困る場面が多々ある。
- 栃木県聴覚障害者協会
 - ・ 耳と読話で話をほぼ掴み、聞いて聞いて内容を理解している。
 - ・ ろう者同士で手話を使ってコミュニケーションするが、手話が出来ない方は筆談する時が多い。病院、会議等では手話通訳者の派遣を依頼している。
- 全国要約筆記問題研究会栃木支部
 - ・ 聴覚障害者とのコミュニケーションは、手話・筆談・要約筆記である。
- 栃木県手をつなぐ育成会
 - ・ 漢字にルビをふるだけでなく知的障害のある人でも理解出来るようにわかりやすい表現にする。文字だけで難しい人にはイラスト、写真、実物を用いて説明している。

(2) コミュニケーションを行う中で、困った事例や苦労した事例について伺います。
特に、災害時や緊急時において困った事例や苦労した事例について伺います。

- 栃木県自閉症協会
 - ・ 外見からは障害の有無が分かりづらいため、本人への注意喚起が言語のみで、具体的な言葉かけではなかったために、本人は理解できずかえって混乱する。
- 栃木県中途失聴・難聴者協会
 - ・ 難聴は外見ではわかりにくく、言葉を話すので聞こえると思われてしまう。周囲の人もどのようにサポートしたら良いか分からず、筆談は書く手間があり頼みにくい。
 - ・ 手話ができる中途失聴者・難聴者はごく一部。文字情報が無いと内容が分からない。
- 栃木盲ろう者友の会「ひばり」
 - ・ 通訳介助員が中継して会話は成り立つが、盲ろう者のニーズとして、自ら他の盲ろう者と、直に話をしたいという希望がある。
- とちぎ障がい者相談支援専門員協会
 - ・ スマホを利用している方も多いが、情報が得られやすいメリットがある一方で、必要な情報・正しい情報を取捨選択することが難しい方も多い。
- 栃木県手話通訳問題研究会

- ・ 聴こえる方は聴覚障害(者)に対してのコミュニケーションをとる時は、大声で話せば通じる、聞こえないけれど文章を読めばわかるなど誤解がある。
- 栃木県聴覚障害者協会
 - ・ 救急車がタブレット電話を常備し、遠隔手話通訳で手話通訳活動を行うことも移動時間のロスがなく、合理的と考える。
 - ・ 筆談をお願いすると、書く習慣がないため嫌がる人がいる。
 - ・ 電車故障の放送が聞こえないため、他の人が移動しても、自分だけ取り残されてしまう。
- 栃木県手をつなぐ育成会
 - ・ 電車やバスの遅延情報が上手く伝わらなくてパニックになりやすい。

(3) 今後、どのようなコミュニケーション手段の普及・啓発等を行っていくべきか伺います。

- 栃木県中途失聴・難聴者協会
 - ・ ヒアリンググループの設置
- とちぎ障がい者相談支援専門員協会
 - ・ 障害のあるなしに関わらず、人と人が自他の違いを認め、分かち合い、自分も相手も大切にしながら、相手と対等な関係を作ることが必要である。低年齢からのコミュニケーション教育の充実が必要。
- 栃木県手話通訳問題研究会
 - ・ 手話が言語であることを認知し、本人が理解しやすいコミュニケーション手段を選択できるように啓発が必要。
- 栃木県聴覚障害者協会
 - ・ 音声言語を手話言語として発信する情報手段、特にソフト面(=人間が対応する)の対応を願いたい(音声情報を文字等可視化情報にするにあたり、即時、臨機対応できるような対応)。
 - ・ 災害や緊急時になってからの情報取得等が課題ではなく平常時の情報提供の課題、また音声言語社会における聞こえない者の課題の啓発。
- 栃木県視覚障害者福祉協会
 - ・ 視覚障害者にとって、代筆、代読が容易にできる環境作りをしていただきたい。
- 全国要約筆記問題研究会栃木支部
 - ・ 音声情報を積極的な文字情報に変える。

3 県の基本的な施策等について

様々なコミュニケーション手段の普及・啓発や情報アクセシビリティの向上に向け、県に望む取組について伺います。

- 栃木県自閉症協会
 - ・ 教育現場、就労現場はもちろんのこと、公共の場所や日常生活においても、特性に応じたコミュニケーション手段の保障が当たり前になることを願う。
- 栃木県中途失聴・難聴者協会
 - ・ 小中学生には要約筆記についても学習・体験する機会を作っていただきたい。また、「手話等」という表現はせず「手話・要約筆記」と必ず並列で記載するようにしていただきたい。
- 栃木盲ろう者友の会「ひばり」
 - ・ ICT機器の活用や、意思疎通に関する関心度・課題を広く情報収集していただきたい

い。

- 栃木県精神保健福祉会
 - ・ 障害者に対するボランティアの育成。
 - ・ 学校教育での障害者理解のための普及、啓発。
- 栃木県手話通訳問題研究会
 - ・ 個々のコミュニケーション手段に対応できるよう人材育成をしていただきたい。
 - ・ 様々な案内の問合せ等で、FAX や携帯の手話を見ることが出来るビデオ電話、遠隔手話通訳等個々の特性に合ったコミュニケーション方法を選択でき、連絡が取れると良い。
- 栃木県聴覚障害者協会
 - ・ 手話言語条例として、乳幼児からの手話言語の選択、親への支援体制、手話で社会生活、就労ができる環境、老後の手話で生活できる等の環境の整備。
 - ・ コミュニケーション条例では、それぞれの障害に応じた配慮がされる社会づくりをしていただきたい。
 - ・ 各小学校・中学校で手話の授業を取り入れていただきたい。
- 栃木県視覚障害者福祉協会
 - ・ 県 HP で、障害者や県民にお知らせする内容や情報はテキストファイルで掲載していただきたい。
- 全国要約筆記問題研究会栃木支部
 - ・ 要約筆記が聴覚障害者の福祉サービスであることの普及。

4 その他

県が制定を目指している情報コミュニケーションに関する条例全般や障害者差別解消など、その他、何でも結構ですので御意見等があればお伺いいたします。

- 栃木県中途失聴・難聴者協会
 - ・ 要約筆記者の派遣や、字幕付与についての要望をする際、予算がない事を理由に断られる事が多い。
- 栃木盲ろう者友の会「ひばり」
 - ・ 点字ディスプレイ等の機器も学校にあって然るべきだと思うので、条例において学校関係も規定していただきたい。
- 栃木県手話通訳問題研究会
 - ・ 周囲にいる聞こえる通行人が救急車等を呼んでくれた場合、消防署や警察の方で速やかに手話通訳などの手配をしてもらえるようにしていただきたい。
 - ・ 手話は、言語であるとはっきり明記した条例「手話言語条例」が必要と考える。条例ができることで、学校で、「手話で学べる」「手話を学べる」「手話を使う」ことができるようになると良い。
- 栃木県聴覚障害者協会
 - ・ 本会は手話言語（単独）条例の制定を希望する。
- 栃木県視覚障害者福祉協会
 - ・ 北海道の条例は良くできている。『点字（点訳を含む。）、音声（朗読を含む。）、代筆、代読』を条例で定める意思疎通手段の中に入れてほしい。条例名も、岐阜県や愛知県のように手話通訳を特出するのではなく、北海道のように『意思疎通の総合的な支援』と公平な名称にしていきたい。

本県における災害時等において特に困った事例や苦労した事例

※情報コミュニケーションに関する条例に係る意見交換結果より



令和3年10月1日
栃木県障害福祉課

	団体名	意見内容
1	(一社)栃木県視覚障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none">・ 点訳及び音訳ボランティアは、知識を得るための図書作成はしてくれているが、<u>コミュニケーションを図るためのボランティア活動はしていない。</u>・ <u>災害時に避難準備指示や避難指示が出されても、障害者にどのようなルートで伝達され、どのような支援があるのか、いまだ分からないのが現状である。</u>・ 2年前の大雨時、<u>避難行動要支援者名簿があっても市町からの連絡は何もなく、自治会長からの連絡で避難した。</u>広報車の声は雨の音で聞こえない。・ <u>名簿が誰まで公開されているのか不明であり、連絡系統もよく分からない</u>(個別計画の策定状況は2割以下)。行政内部においても、危機管理課と障害福祉課で連携ができていなかったりするので、<u>行政内部や自治会との連携も進めていただきたい。</u>
2	(一社)栃木県聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none">・ 豪雨により河川が氾濫し水道が使えなくなった時に、<u>水の配布があるという情報が伝わってこなかった。</u>災害発生時、<u>ろう者は情報を伝える方法も考えなければならない。</u>・ <u>聞こえないことは外見だけでは分からないため、皆気づかない。</u>
3	(特非)栃木県中途失聴・難聴者協会	<ul style="list-style-type: none">・ <u>難聴は、外見では分かりにくく誤解されやすい障害である。</u>言葉を話すので聞こえると思われてしまう。<u>周囲の人もどのようにサポートしたら良いか分からない。</u>筆談は書く手間があり頼みにくい。・ <u>手話が理解できる中途失聴者、難聴者はごく一部である。</u>手話は付くが文字情報が無く内容が分からず、<u>難聴者だけ情報から取り残されている。</u>・ <u>難聴者は防災無線が全く聞き取れない。</u>音だけは分かるので、不安ばかり増幅する。・ <u>約10%の方が聞こえづらいと言われている。</u><u>避難所においても、通訳の派遣ではなく、90%の聞こえる人が10%の聞こえづらい人を助けてあげられれば良いと思う。</u>そのためには、<u>幼少期からの教育が必要と考える。</u>

	団体名	意見内容
4	栃木盲ろう者友の会「ひばり」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚活用のコミュニケーションは暗所では成り立たないため、災害発生時の停電のときは、暗所においては、聴覚活用・触覚活用でのコミュニケーションが必要になる。全く見えない者にとっては、触手話・指点字が効力を発揮する。 ・ 障害者が第三者の力を借りずに、自分で情報収集・意思疎通等を行いたい欲求もあるため、ICT機器の開発が進めば良いと思う。 ・ 盲ろう者はコミュニケーション以前に、災害が起きているかどうか分からない。防災訓練に参加しても避難所に連れて行かれるだけで、何の説明もされない。
5	(一社)栃木県手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時は大勢の人がいる避難所には行けずに家族で車の中で過ごしたという話も聞く。 ・ <u>スーパーでパニックになり周りの人の目が冷たくて悲しかった。</u>
6	栃木県自閉症協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症スペクトラム症の方は、先の予定が決まっていることで安心して過ごせるという特性を持っている人が多いので、災害時においては、事態の急変を理解できず混乱しやすい。普段よりも状態が悪くなり、落ち着きがなくなったり、パニック状態になったりするため、<u>避難所での団体生活においては、周りの人たちへの迷惑を考えてしまい、避難所の利用を控えてしまう保護者が多い。</u> ・ <u>障害者といっても様々な方がおり、障害になった経緯等により使用するコミュニケーション手段も異なる。避難所に行ったことがあるが、情報が混乱しており、視覚的に伝えることは障害のない人にとっても有効だと思う。</u> ・ <u>日常生活においてさえ、通常のコミュニケーション手段では意思疎通の難しい人がいることの理解促進及び緊急時における意思疎通手段を考える必要がある。</u> ・ アスペルガー症候群の子は、音声情報の取捨選択ができないため、視覚情報が一番安心。避難所の区画表示、立ち位置の表示(テープを貼る等)はすぐにはできないのではないか。 ・ <u>避難所においても、ホワイトボードに書くだけでなく、スマホやPCに情報を流すことも有効なのではないか。</u>

	団体名	意見内容
7	栃木県精神保健福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分から情報収集をできない人もいるため、災害時等に備え自治体で障害者を把握し、災害情報の周知、避難誘導のシステム作りをしていただきたい。 ・ <u>避難所に行っても孤立しないように、県民に対して「精神障害がどういうものか」の理解促進・啓発をしていただきたい。</u>
8	栃木県手話通訳問題研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難所でのアナウンスが音声のみだったため、食料配布などの情報が受け取れなかった。</u> ・ 支援が欲しいが、お願い方法が分からず我慢した。 ・ 給水車が来ていたらしいが、音声のみであったため支援を受けられなかった。 ・ 文字の掲示はあっても意味が分からず手話で質問もできず、周囲の様子に合わせて行動するしか方法がない場合、<u>周囲の理解が無いと避難所生活も安心してできない。</u>
9	(特非)全国要約筆記問題研究会栃木支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆談で伝わったと思ったことが伝わっておらず、もう一度最初から説明し直す事がある。 ・ <u>聴覚障害者には遠くからの呼びかけができないため、近くまで行くのが大変。</u>
10	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば知的な能力が高くなく、新型コロナウイルス感染症の理解が難しい場合、なぜそれまで利用できていた外出支援のサービスが利用できないか(好きなところに外出できないか)を利用者が納得いくよう説明することの難しさ。 ・ <u>スマホを利用している方も多いが、情報が得られやすいメリットがある一方で、必要な情報・正しい情報を取捨選択することが難しい方も多い。</u> ・ 行政発信の情報はどうしても分かりにくく説明が多いため、手軽にSNSで情報を得たが、それが間違っており、必要な給付金の手続き等が遅れた方もいる。 ・ <u>単身生活者は、こちらから情報を提供しないと正しい情報が手に入らないと思う。リアルタイムで情報が入手できるわけではないし、自分で判断ができるわけでもない。また、迷惑を掛けてしまうことを恐れ、避難所に行かない人もいる。</u> ・ <u>福祉避難所については、市から施設を福祉避難所として活用させてもらいたい旨声かけが行われているだけであり、整備が不十分だと思われる。</u>

市町への意見照会結果について

1 経緯

障害のある方の情報取得やコミュニケーションに関する日頃の生活の実情や意見、また条例の策定や施策に対する意向等を把握し、今後の障害保健福祉の推進に役立てるため、県内市町に対して意見照会を実施した。

2 概要

(1) 意見照会対象

県内市町障害福祉担当課

(2) 意見照会方法

調査票による回答

(3) 意見照会内容

コミュニケーションや情報周知における課題、市町の取組、県との連携、その他意見等

(4) 意見照会期間

令和3(2021)年7月6日から7月21日まで

(5) 意見照会結果

別添のとおり

市町への意見照会結果について（概要版）

1 障害者における情報取得とコミュニケーションについて

(1) 障害者への情報周知やコミュニケーションを行う中で、日頃感じていることや困った事例や苦勞した事例等、課題について伺います。

- ・中途難聴になられた方は、その相手に中途難聴の方が聞こえていないということが伝わっていないことが多い。また、手話ができない方が多い。
- ・そもそも聴覚障害以外の障がい特性の方からはあまり要望がなく、現在の状況で困っていないのかも不明であり、点字・音声等を必要とする対象者の把握もできていない状況である。
- ・全障がいに対応したパンフレット等を作成することの難しさ。
- ・各種障害関係事業や各種申請等への周知方法が限られているため、新しい情報が支援を必要とする方まで届きにくい。
- ・聴覚障害者に対し、緊急の情報を伝えたい場合、情報の伝達手段がラジオやテレビなどがメインになるため情報が伝わらない。緊急の放送の時、どのように情報を伝えるかが課題。また、聴覚障害といっても人によってコミュニケーションの手段が違うため、一人一人に適応したコミュニケーション手段を取るのが難しい。

(2) 今後、どのような情報取得やコミュニケーションに関する支援が普及すれば、(1)のような事例を解消できるかについて伺います。

- ・県や市町での遠隔手話や意思疎通支援事業（代読・代筆）の導入。
- ・コミュニケーションツール（読み取り機械など）の活用手段の研修や費用面での補助。
- ・音声⇄文字相互に変換するコミュニケーションツールの普及、手話通訳者の配置。
- ・障がい種別に応じた事例などの情報共有。
- ・行政の発信する情報の周知方法に、ホームページやSNSの活用を更に広げるなど、効果的な周知方法の検討。
- ・支援の必要な方本人の意見や感想などを集める場所を設ける等、具体的な困り事を把握し相談窓口につなげていく。
- ・ある程度の紙での案内や、幅広い方が読むことができるように、障害者にかかわる情報には読みがなをつける、声で説明してくれる案内を付ける等の支援方法を追加する。
- ・障がい以外の分野の部署の意識が高まるよう、障がい者における情報取得やコミュニケーションについて条例に盛り込んでいただきたい。

2 市町の基本的な施策等について

(1) 障害者への情報コミュニケーション支援やその理解促進や普及に関する既存の取組について伺います。

- ・視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいに関する合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の作成及び公共施設・バス停留所等での放映。
- ・手話通訳者派遣事業，要約筆記者派遣事業，手話通訳者養成事業，盲ろう者通訳・介助員派遣事業，盲ろう者通訳・介助員養成事業，失語症者向け意思疎通支援事業の実施。
- ・障がい福祉課窓口等への手話通訳者・電子メモパッドの設置。
- ・タブレット端末を活用した手話通訳問合せ対応サービス。
- ・広報誌等発行書類の音訳、点訳。
- ・簡単な手話を毎月広報で紹介するほか、手話動画を作成しYouTubeにて公開。
- ・小中学校への障がい者理解促進のためのパンフレット配布・手話教室の開催。

(2) 今後、障害者における情報取得やコミュニケーション手段の普及・啓発促進等のために行おうとしている、また、検討している取組について伺います。

- ・手話普及パンフレットの作成（当事者団体と内容を協議中）。
- ・聴覚障害者の分野別（医療、消防、教育、店舗等）の対応マニュアル等の作成、普及。
- ・手話言語条例の制定検討。
- ・災害時に避難をする際に支援を必要とする方のための避難行動要支援者個別計画の策定検討。

3 県・市町の連携について

障害者における情報取得やコミュニケーション手段の普及・啓発促進等のために、県と市町でどのような連携が考えられるか伺います。

- ・県単位での遠隔手話の導入，情報コミュニケーションの普及・啓発促進のための民間事業者向け補助金の創設。
- ・県から先導してコミュニケーション手段の広報や周知を実施するほかコミュニケーションツールの体験会や研修会の実施。
- ・24時間対応の緊急時等の遠隔手話通訳（公共インフラの電話リレーサービスに含まれない対面者への通訳）への対応（県民対象としての事業者への委託契約等）。
- ・各市町で実施されている、障害者における情報取得やコミュニケーション手段の普及・啓発促進等の方法について、情報を提供していただきたい。
- ・県と市町は、県民、市町民及び事業者の理解を深めるため学習機会の提供、広報活動の充実を図るように連携する。

1 各団体の主な意見

団体名(意見交換日)	意見等の内容
栃木県聴覚障害者協会 (R3.7.29)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県や愛知県のように一緒にすると分かりにくくなるので、<u>情報コミュニケーション条例と手話言語条例で別々に制定してほしい。</u> ・ <u>情報コミュニケーション条例と手話言語条例の制定作業を同時に進めてほしい。</u>
栃木県手話通訳問題研究会 (R3.7.28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の手段としての普及として情報コミュニケーションは必要だが、<u>手話言語の普及として手話言語条例は必要。</u>手話言語条例ができることで、聞こえないや聞こえにくいことへの理解が深められる。
栃木県視覚障害者福祉協会 (R3.7.29)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道の条例のように「点字(点訳を含む。)、音声(朗読を含む。)、代筆、代読」を条例で定める意思疎通手段の中に入れてほしい。 ・ 条例名も、岐阜県や愛知県のように手話を特筆するのではなく、<u>北海道のように「意思疎通の総合的な支援」と公平な名称にしてほしい。</u>
栃木盲ろう者友の会「ひばり」 (R3.7.19)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盲ろう者にとっては点字も重要な意思疎通手段の一つであり、「<u>点字が文化的所産である</u>」という文言が入っても良いのではないか。

(参考) 《手話言語とは》 (一財) 全日本ろうあ連盟HPより抜粋 [2018年6月19日]

「手話言語」は手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系をもった、音声言語と対等な言語です。障害者権利条約の定義に手話が「言語」として位置づけられ、日本においても改正障害者基本法で初めて「言語(手話を含む)」と明記されたことで手話が言語として法的に認知されました。

→ 手話言語法案について、現在、衆議院において継続審議中

2 条例の形式例

	情報コミュニケーション条例	手話言語条例	障害者差別解消推進条例
目的	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現（障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進） 	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現（手話言語や手話の普及） 	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現（障害を理由とする差別解消の推進）
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 言語（手話を含む。）、その他の多様な意思疎通手段の理解促進や利用機会の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 手話が言語であり、文化的所産であるとの認識 手話の利用機会の拡大 手話を習得する機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権、地域生活を営む権利の尊重 地域社会を構成する多様な主体の相互協力、理解促進 言語（手話を含む。）、その他の多様な意思疎通手段の理解促進や利用機会の拡大
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> 言語（手話を含む。）、その他の多様な意思疎通手段の普及啓発、学習の機会の確保 情報保障 意思疎通支援者等の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 手話言語や手話の普及啓発、学習の機会の確保 手話による情報保障 手話通訳者等の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実 普及啓発、学習の機会の確保 差別解消推進委員会の設置 あっせん、勧告、公表 情報保障 意思疎通支援者等の育成
備考	<ul style="list-style-type: none"> 言語（手話を含む。）、その他の多様な意思疎通手段を幅広く対象としている 	<ul style="list-style-type: none"> 手話を使用するろう者のみを対象としている 	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消推進の合理的配慮の一つとして、言語（手話を含む。）、その他の多様な意思疎通手段を取り上げており、判りにくい 関係団体からの要望なし
他県の状況 (R3.4.1現在)	北海道、青森県、秋田県、千葉県、岐阜県、愛知県、京都府、鳥取県、宮崎県、佐賀県 計10道府県	北海道、青森県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、鳥取県ほか 計24道府県	東京都、山梨県、徳島県、福岡県、大分県 計5都県

栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）の骨子案
【概要】

1 名称

栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

2 条例の目的

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、もって全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること

3 定義

- (1) 障害者
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- (2) 社会的障壁
障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段
手話、点字、要約筆記、触手話、筆談、拡大文字、指文字、指点字、点訳、音訳、代筆、代読、平易な言葉、具体的な表現、実物又は絵図、コミュニケーションボード、意思伝達装置、情報通信機器その他の障害者が他者との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段
- (4) 意思疎通支援者
手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者

4 基本理念

- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次のことを基本として推進されなければならない
- (1) 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されること
 - (2) 障害者の自立及び社会参加には社会的障壁の除去のための合理的配慮が重要であること
 - (3) 全ての障害者が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

5 責務等

- (1) 県は、コミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する
- (2) 県民は、コミュニケーション手段の利用の促進に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める
- (3) 事業者は、事業活動を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める
- (4) 県は、学校教育の分野において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のための措置を講ずるよう努めるものとする

(5) 県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、市町村が行う施策と相互に連携を図るものとする

6 基本的な計画

県は、障害者基本法第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画に障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項を定める

7 啓発活動並びに教育及び学習の推進

- (1) 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努める
- (2) 県は、意思疎通支援者その他の支援者と連携し、障害者及びその保護者への意思疎通手段についての学習の機会の提供等必要な措置を講ずる

8 県民及び事業者への協力

県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする

9 意思疎通支援等の養成

県は、障害者と他者とのコミュニケーションが円滑に行われるようにするため、意思疎通支援者及びその指導者の養成のための研修の実施等必要な措置を講ずる

10 情報保障の推進

県は、障害者が円滑に県政等に関する情報を取得することができるようにするため、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して県政等に関する情報を発信するよう努める

11 災害時等の対応

県は、障害者が災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得するとともに、避難所等において円滑に他者とのコミュニケーションを図ることができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める

12 財政上の措置

県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める

13 附則

- (1) この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する
- (2) 知事は、この条例の施行後五年を経過した場合において、社会情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う